

115番による信書の送達サービス受付への 接続方法について

2008年5月22日

ジェイコムグループ代表
株式会社ジュピターテレコム

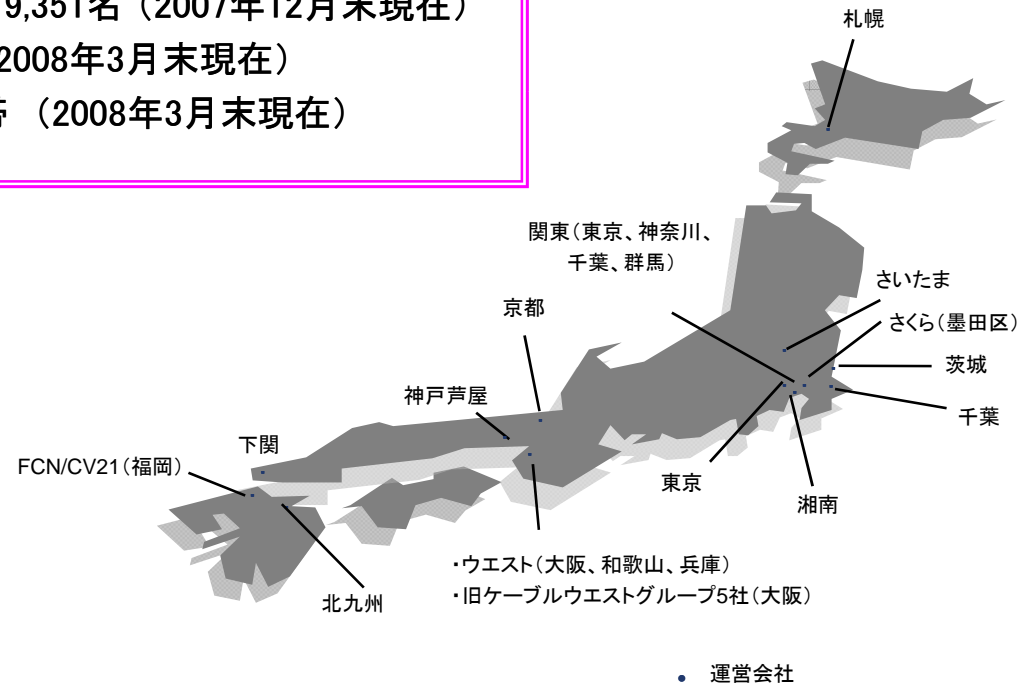
J:COM会社概要およびサービスエリア

- 会社名 : 株式会社 ジュピターテレコム
Jupiter Telecommunications Co., Ltd.
- 設立 : 1995年1月18日
- 従業員数 : グループ総計 9,351名 (2007年12月末現在)
- 運営会社 : 20社 42局 (2008年3月末現在)
- 対象世帯数 : 約1,041万世帯 (2008年3月末現在)

2008年3月末現在

	加入者数 (100未満四捨五入)
J:COM TV	2,310,200
うち、デジタル	1,619,000
J:COM NET	1,285,000
J:COM PHONE(*)	1,333,300
3サービス合計提供数	4,928,500

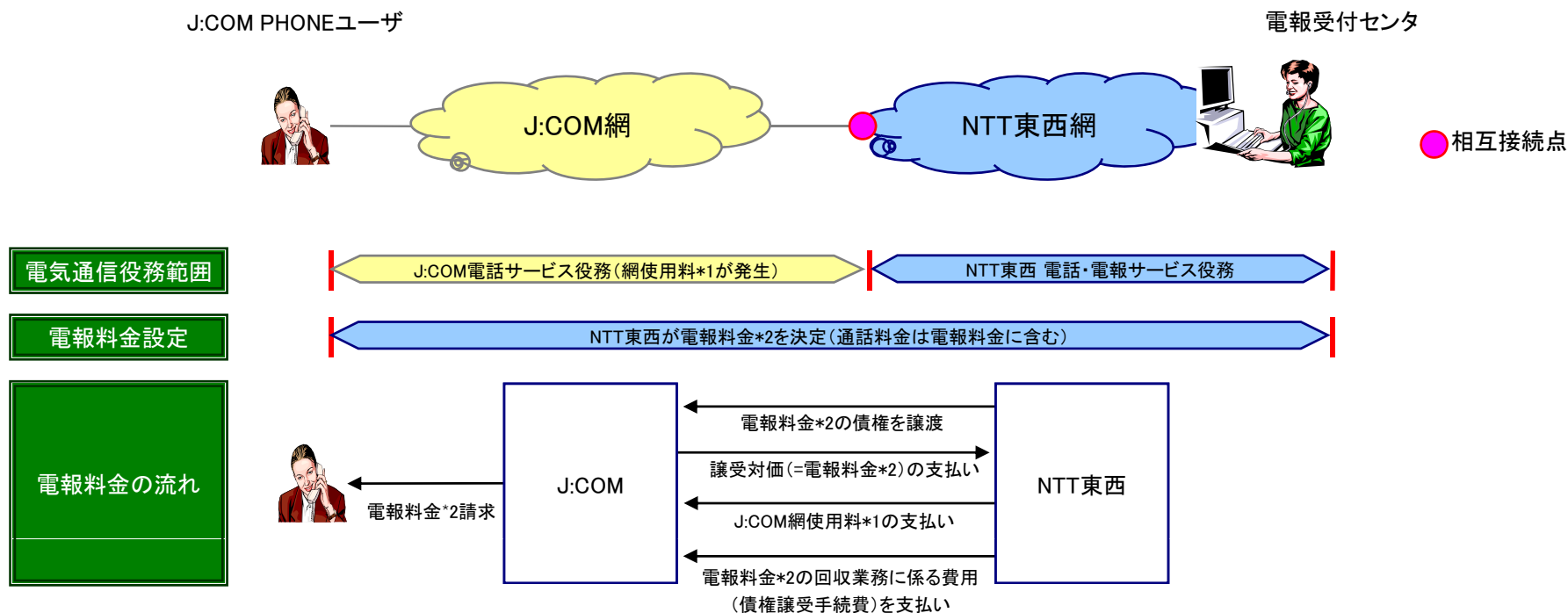
※旧ケーブルウエストグループの電話サービスを除きます



J:COMグループにてサービス展開

NTT東西電報サービスとの接続について

- J:COM PHONEにおける電報サービスは、NTT東西と相互接続（電気通信事業者が相互に接続して、それぞれの電気通信役務をエンドユーザに提供すること）を行うことにより実現しております。
- 相互接続によりサービスを提供する場合は、ユーザ料金をどちらが決定するかについて、事業者間協議により決定致しますが、電報サービスにおける料金設定権はNTT東西が有しております。
- NTT東西が決定した電報料金のユーザに対する債権については、本来NTT東西にあります。その債権をJ:COMが譲り受け、J:COMがユーザに対して料金回収業務を行っております。
- 具体的な、相互接続形態、料金の流れ等については以下のとおりです。



特定信書便事業者等との115接続検討にあたっての整理事項

- 特定信書便事業者等の提供サービスは、電気通信事業法上の電報サービスではないこと、及び特定信書便事業者等は電気通信事業者ではないことから、NTT東西の電報サービスとは異なり、通常の通話サービス(通話等)と料金回収代行等分けて検討することとなる。
- 特定信書便事業者等との接続に115番号を使用した場合、現状どおり、J:COMは電話サービスを、特定信書便事業者等は信書送達サービスを、それぞれ提供することを意味する。即ち、NTT東西の電報サービスと異なり、当社は特定信書便事業者等の信書送達サービスを利用した際の通話サービス対価を別途いただくこととなる。
- 上記を踏まえ、仮にJ:COMが、特定信書便事業者等に対する115接続を提供するには、以下の機能を実現する必要がある。
 - 指定を受けた115番を、受付の際に使用する電話番号(0AB-J番号等)に変換する機能
 - 通常の固定電話向けの電話サービスとして位置づけるためには、発信網での電話番号変換が必要
 - 相互接続スキームではない、債権譲受および回収代行機能
 - 115接続に関する通話料金を請求する機能
 - 複数事業者への接続を実現する場合は、ユーザの意思に応じて、接続先を選択できる機能
- これらを前提とした、接続方式について、次頁以降に記載する。

接続方式について

- 以下の各方式案について、利用者利便の観点、技術的な実現有無、費用規模、および制度的整理事項等について検討を行った。

(当社はPSTN、IP両方式が並存するため合わせた検討を行なう)

1. 接続先固定方式

- ① NTT東西の電報サービスのみ
- ② 特定信書便事業者等のうち、1社の信書送達サービスのみ

2. 接続先選択方式

- ① NTT東西の電報サービス、および115接続を希望する特定信書便事業者等の信書送達サービスから選択
- ② 115接続を希望する特定信書便事業者等の信書送達サービスから選択

追加機能詳細

- 機能1: 番号変換機能
 - ユーザがダイヤルした115番について、接続先が特定信書便事業者等の場合は、受付の際に使用する電話番号(0AB-J番号)に番号変換する機能。

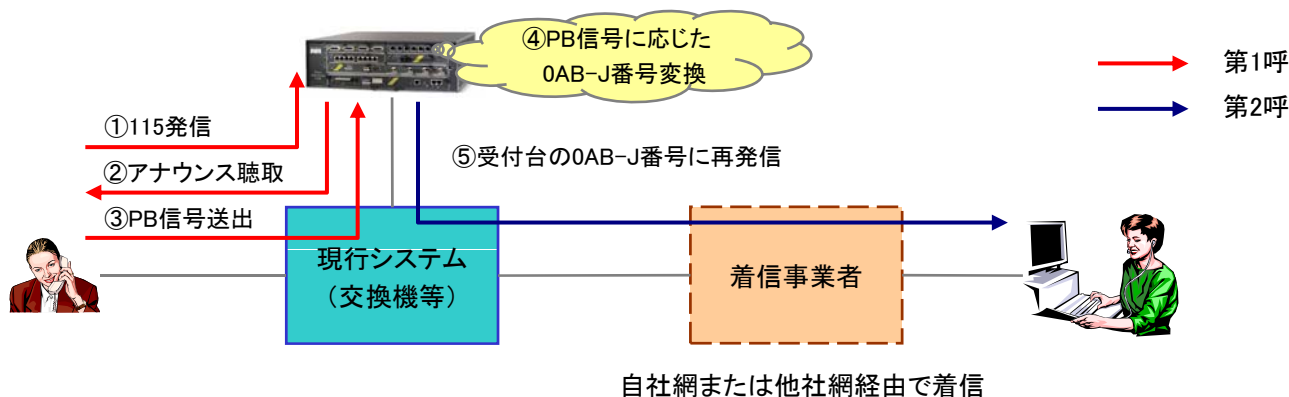
- 機能2-1: 接続先選択機能(加入者データベース方式)
 - ユーザが選択した信書送達サービス提供事業者の受付電話番号(0AB-J番号等)を、事前に加入者データベースに登録する。
 - ユーザが115番号をダイヤルした場合は、加入者データベースにアクセス。
 - ユーザ情報(発番号等)から事前に登録しておいた受付電話番号を抽出して、その電話番号で発信する機能。

追加機能詳細

■ 機能2-2: 接続先選択機能(外部システム方式)

当社は現在着信課金機能を所持していないため発信者課金の前提で検討

- 現行システムの外に、選択機能等を有した外部システムを構築。
- 外部システムにて、NTT東西や特定信書便事業者等の会社名等をアナウンスしたのち、ユーザ選択した事業者をPB信号を受信して識別し、当該事業者の0AB-J番号で再発信する機能。
- 本方式の場合、ユーザと受付台間の通話は2つとなり、それぞれの通話料金が発生する(着信転送と同様)。
- アナウンス聴取に係る時間や、通話料金の負担感(2つの通話料金負担やアナウンス聴取分の通話料金負担等)、開発費用等を考慮すると、本方式は実現困難と考える為、以下の検討は2-1で行う。



追加機能詳細

- 機能3: 信書送達サービス料金の回収代行機能
 - ユーザに料金を請求するにあたり、特定信書便事業者等から、ユーザごとの信書送達料金に関するデータを受領し、ユーザごとの請求書に反映する機能

- 機能4: 115接続通話料金請求の選択機能
 - 接続先がNTT東西の場合は通話料金を“非課金”、特定信書便事業者等の場合は通話料金を“課金”とする機能。
 - 仮に、機能2-1: 接続先選択機能(外部システム方式)を導入する場合は、外部システムに何らかの課金データの抽出機能を具備し、その課金データに基づき、第2呼に対しても通話料金の“非課金”“課金”を判定する機能が必要。

- 機能5: 通話料金発生有無のアナウンス機能
 - NTT東西と全特定信書便事業者等の選択方式を導入する場合は、消費者保護の観点から、ユーザが選択した信書送達サービス提供事業者向けの通話に通話料金が発生するか否かについて、通話が成立する前にアナウンスする機能が必要。

1.接続先固定方式

① NTT東西の電報サービスのみ(現行方式)

機能名	機能追加要否	費用
機能1:番号変換機能	不要	—
機能2:接続先選択機能(加入者データベース方式)	不要	—
機能3:電報料金の回収代行機能	不要	—
機能4:通話料金請求の選択機能	不要(一律非請求)	—
機能5:通話料金発生有無のアナウンス機能	不要	—

■ 留意点等

- 特になし

1.接続先固定方式

- ② 特定信書便事業者等のうち、電気通信事業者が選択した1社の信書送達サービスのみ

機能名	機能追加要否	費用
機能1:番号変換機能	要	小
機能2:接続先選択機能(加入者データベース方式)	不要	—
機能3:信書送達サービス料金の回収代行機能	要	中
機能4:通話料金請求の選択機能	不要(一律請求)	—
機能5:通話料金発生有無のアナウンス機能	不要	—

■ 留意点等

- 番号変換機能については、#ダイヤルの機能を一部流用
- 信書送達サービス料金の回収代行機能については、現状のNTT東西との機能を一部流用するものの、相互接続ではない回収代行スキームの構築や体制作りが必要

2.接続先選択方式

- ① NTT東西の電報サービス、および115接続を希望する特定信書便事業者等の信書送達サービスから選択

機能名	機能追加要否	費用
機能1:番号変換機能	不要(機能2にて具備)	—
機能2:接続先選択機能(加入者データベース方式)	要	膨大
機能3:電報・信書送達サービス料金の回収代行機能	要	大
機能4:通話料金請求の選択機能	要	大
機能5:通話料金発生有無のアナウンス機能	要	大

■ 留意点等

- 接続先選択機能の開発に膨大な開発費が必要(特に、PSTN交換機)。
- 電報・信書送達サービス料金の回収代行機能の開発費については、前頁と同様であるが、サービス提供事業者が複数となる為、作業量・それに係る費用が大きくなる。
- ユーザのダイヤル番号が一律115番号であるにも係らず、通話料金の発生有無が混在する為、その機能開発が必要。
- また、特定信書便事業者等の信書送達サービスをご利用された場合は、通話料金が発生することについて、告知媒体を利用した啓蒙活動や、通話の際のアナウンスが必須となると考えているが、それでも混乱が発生することが懸念される。

2.接続先選択方式

② 115接続を希望する特定信書便事業者等の信書送達サービスから選択

機能名	機能追加要否	費用
機能1:番号変換機能	不要(機能2にて具備)	—
機能2:接続先選択機能(加入者データベース方式)	要	膨大
機能3:信書送達サービス料金の回収代行機能	要	大
機能4:通話料金請求の選択機能	要	小
機能5:通話料金発生有無のアナウンス機能	不要	—

■ 留意点等

- 接続先選択機能の開発に膨大な開発費が必要(特に、PSTN交換機)。
- 信書送達サービス料金の回収代行機能の開発費については、前頁と同様。
- 通話料金については一律請求であれば、現状の“非請求”を“請求”に変更する開発のみで対応可能。
- 但し、通話料金の負担が必要である旨の、告知媒体による啓蒙活動は必要。

実現性に関する考察

- 「2.接続先選択方式」については、相当な開発費が必要であり、特定信書便事業者等での負担等、最終的にユーザに転嫁される可能性があること、また、今後、別の特定信書便事業者等が新規参入した場合の負担方法など、対応できるかが不明であること等を踏まえ、実現性は低いと考える。
- 類型として、104番号案内では現在2つの番号案内事業者がサービスを行っており、電気通信事業者が任意に選択した1つの番号案内事業者に接続(1.接続先固定方式②)する方式により番号案内事業者間の競争環境を実現している。
- 本115番号についても、104番号と同様に、利用者利便やビジネスメリット等に関する協議を、NTT東西や各特定信書便事業者等と電気通信事業者間で行い、それを踏まえて、ユーザが115番号を発信した場合は、一律NTT東西の電報サービスか、特定信書便事業者等の信書送達サービスのいずれかを提供することが望ましいと考察する。